

久喜市議会
令和5年9月定例会議
議員提出議案

議 案 目 録

議員提出第 1 号 久喜市議会議員の請負の状況の公表に関する条例	1
--	---

議員提出第1号

久喜市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和5年8月30日

提出者 久喜市議会議員
齊藤 広子
新井 兼
猪股 和雄
杉野 修

久喜市議会議長 上條 哲弘 様

久喜市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、久喜市議会議員（以下「議員」という。）が久喜市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における久喜市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、久喜市議会議長（以下「議長」という。）に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

- (1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項
 - ア 請負の対象とする役務、物件等
 - イ 契約締結日
 - ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）
 - エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額
- (2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、当該訂正の内容を議長に届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告(同条第2項の規定による訂正があった場合にあつては、当該訂正後の報告)の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告書類等の保存及び閲覧等)

第4条 議長は、第2条第1項の規定による報告及び同条第2項の規定による訂正に関する書類については、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正に関する書類の閲覧又は当該書類の写しの交付を請求することができる。

(その他)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度から適用する。

提案理由

地方自治法の一部改正により、議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和がなされたことに伴い、議員の請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的に、条例を制定するため、この案を提出するものであります。